平成２２年（フ）第２０６号
長野県松本市大字惣社45番地１　フレグランスアップルＣ102
債務者　古幡かず子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第８０号
愛媛県宇和島市長堀１丁目２番22号
債務者　松本　長喜
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第８８号
兵庫県豊岡市今森494番地　江本ハイツ205号、旧住所兵庫県豊岡市百合地817番地の１百合地コーポ20号
債務者　糟谷　里美
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第１３８号
山口県山陽小野田市大字小野田7180番地13
債務者　縄田　充史
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１３９号
山口県山陽小野田市大字小野田7180番地13
債務者　縄田　悦子（旧姓嶋谷）
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１１９５号
名古屋市中川区大地１番地の２　万場北荘３棟305号
債務者　木須井毬子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１４０号
名古屋市中村区五反城町８丁目２番地　シーガル・ウエスト２Ｃ号
債務者　前川　正明
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１５６号
名古屋市西区新福寺町１丁目20番地の６
債務者　中井　一博
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１５７号
名古屋市西区新福寺町１丁目20番地の６
債務者　中井　敏美（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２１０号
愛知県春日井市鳥居松町１丁目161番地１
債務者　朝倉　宏和
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７９号
三重県津市船頭町津興3381番地　県営Ｐ１―202
債務者　村田　三治
1　決定年月日時　平成22年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１８９号
三重県津市河辺町3033番地16、前住所三重県津市白塚町5300番地１
債務者　川西なつみ
1　決定年月日時　平成22年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２００号
三重県津市美里町北長野527番地１
債務者　小川　和也
1　決定年月日時　平成22年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２０６号
三重県津市神納61番地５　ガーデンヒルズ307
債務者　柴田真奈美
1　決定年月日時　平成22年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２０７号
三重県亀山市川崎町2681番地１　グランシャリオ110号室、住民票上の住所三重県鈴鹿市東庄内町3842番地
債務者　伊川　　治
1　決定年月日時　平成22年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９８９号
神戸市垂水区狩口台２丁目27番409号
債務者　邑田　章子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９９０号
神戸市垂水区学が丘３丁目４番３―1208号
債務者　鈴木　泰子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部